

令和7年度（上半期）
大和郡山市清掃センター排出資源ごみ
（鉄等）売払単価

入札説明書

令和7年2月26日

大和郡山市
清掃センター

令和7年度(上半期) 大和郡山市清掃センター排出資源ごみ(鉄等)売払単価入札説明書

1 件 名	令和7年度(上半期) 大和郡山市清掃センター排出資源ごみ(鉄等)売払単価
2 引渡場所	大和郡山市九条町11番地2
3 売払単価設定 期間	自 令和7年4月1日 至 令和7年9月30日
4 開札場所及び 開札日時	令和7年3月19日 9:30 大和郡山市清掃センター 2階
5 売払単価及び 入札書提示額	3の期間における特級、二級、アルミ、モーターA、ステン、その他、シュレッダー、級外、アルミ缶プレス、スチール缶プレス、スプレー缶プレス1kgあたりのそれぞれの単価(消費税10%を含んだ単価)を提示してください。これらの単価及び推計売却量で算出された推計買取額である入札額について、予定価格以上で最高価格提示者を落札者とします。(1円未満の端数は切り捨てる)※入札金額に0円未満の記載があった場合は失格とする。
6 入札参加資格	入札参加者は、次のすべての要件を満たしていること。 (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定により一般競争入札への参加を排除されていない者であること。 (2) 国税・地方税の滞納のない者であること。(加えて市内に本店支店を有する事業者にあつては当市の市民税の滞納のない者であること。) (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更正手続開始の申立がなされていない者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立がなされている者(会社更生法にあつては更正手続開始の決定、民事再生法にあつては再生手続開始の決定を受けている者を除く。)でないこと等、経営状態が著しく不健全である者でないこと。 (4) 事故発生時、緊急対応が必要な場合に対応可能な体制が整備されていること。 (5) 下記の暴力団等排除措置要件に該当していない者。 ①代表役員等若しくは一般役員等が、暴力団の関係者であると認められる、又は暴力団関係者が資格者の経営に実質的に関与していると認められる。 ②代表役員等又は一般役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団の威力又は暴力団関係者を利用するなどしていると認められる。 ③代表役員等又は一般役員等が、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係者が経営若しくは運営に実質的に関与していると認められる法人、組合等に資金その他の財産上の利益を提供しており、又はこれらに便宜を供与するなどして積極的に暴力団の維持運営に協力若しくは関与していると認められる。 ④代表役員等又は一般役員等が、暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる。 ⑤代表役員等又は一般役員等が、暴力団関係者又は暴力団関係者が経営若しくは運営に実質的に関与していると認められ、若しくは④に該当することとなる法人、組合等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められる。

7.入札仕様書を交付する場所	入札仕様書等はホームページよりダウンロードのこと。
8. 入札参加資格の確認方法	この入札に参加を希望する者は、7に掲げる入札参加資格を有することの確認を受けるため、一般競争入札参加申請書（以下「申請書」という。）及び暴力団に関与のない旨等の誓約書兼承諾書（以下「誓約書兼承諾書」という。）、および下記の（１）③から⑥に記載される書類を提出しなければならない。ただし、参加申し込時点において有効な大和郡山市の「物品購入・委託業務等登録業者登録」のある者は、（１）④から⑥の書類の提出を省略することができる。 なお、期限までに定められた書類を提出しない者又は入札参加資格がないと認められた者は、この一般競争入札に参加することができない。 （１）提出書類 ① 一般競争入札参加申請書 ② 暴力団に関与のない旨等の誓約書兼承諾書 ③ 令和４年度から令和６年度の期間における再生資源買取契約実績表 ※当該契約書の写添付要（国・都道府県・市町村との契約に限る。） ④法人登記の登記事項証明（法人）もしくは住民票（個人事業主）（写） （大和郡山市の物品購入・委託業務等業者登録済の場合は提出不要） ⑤印鑑証明書（写） （大和郡山市の物品購入・委託業務等業者登録済の場合は提出不要） ⑥納税証明書（写）（法人 その３の３/個人 その３の２） （大和郡山市の物品購入・委託業務等業者登録済の場合は提出不要） ⑦「金属くず業」（奈良県公安委員会許可）・「金属くず行商」（奈良県公安委員会許可）・「廃棄物再生事業者登録」（奈良県知事許可）のうちいずれかの許可書（写） （２）提出期間 令和７年２月２６日（水）から令和７年３月７日（金）１６時まで （３）提出場所 〒639-1001 大和郡山市九条町11番地2 大和郡山市清掃センター （５）入札参加資格の確認 申請書及び確認資料の提出のあった者（以下「申請者」という。）には、令和７年３月１１日（火）までに次に掲げる事項を記載した結果確認通知書を通知する。 ア 入札参加資格を有すると認めた者にあつては、入札参加資格がある旨 イ 入札参加資格を有しないと認めた者にあつては、入札参加資格がない旨及びその理由 ウ 入札参加資格の確認通知書において、入札保証金の納付が必要とされた者は、市の指定する日までに入札保証金を支払わなければ失格となり、入札に参加できない。 （６）その他 ア 申請書及び確認資料の作成及び提出にかかる費用は申請者の負担とする。 イ 市長は、提出された申請書及び確認資料を入札参加資格の確認以外に申請者に無断で使用しない。 ウ 提出された申請書及び確認資料は返却しない。
9.仕様書の質問	（１）仕様書等の内容について質問がある場合は、次のとおり電子メールにより提出すること。 ア 提出期間 令和７年３月３日（月） １６時まで イ 送信先 大和郡山市清掃センター ウ 提出先アドレス seisou@city.yamatokoriyama.lg.jp （２）（１）の回答については、当市ホームページに掲載する。ただし質問なしの場合を除く。 http://www.city.yamatokoriyama.nara.jp/govt/nyuusatu/info/004354..html ア 回答期限 令和７年３月５日（水）

10. 入札手続等	(1) 入札保証金 400,000円（金融機関が振り出し、又は支払保証した小切手）を下記期日までに支払うこと。 令和7年3月19日（水） 9:00まで （開札開始前に支払） ただし、大和郡山市契約規則第6条各号に規定される場合はこれを免除とする。 落札者の決定後ただちに還付する、ただし、落札者にかかる入札保証金は契約保証金に充当する。 （入札保証金免除規定） 大和郡山市契約規則（抄） 第6条 第4条第1項の規定による入札保証金は、次の各号に掲げる場合においてその全部又は一部を免除することができる。 (1)一般競争入札に参加しようとする者が保険会社との間に、本市を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。 (2)令第167条の5に規定する資格を有する者で、過去2年間に本市又は他の官公庁と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行した者について、その者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。 (2) 契約保証金 大和郡山市契約規則第21条に規定する契約保証金（入札額の10%以上）を支払わなければならない。ただし、同規則第22条に該当する者はこれを免除とする。 （契約保証金免除規定） 大和郡山市契約規則（抄） 第22条 前条第1項の規定による契約保証金は、次に掲げる場合においてその全部又は一部を免除することができる。 (1)契約の相手方が保険会社との間に本市を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。 （省略） (3)競争入札に参加する資格を有する者と契約を締結する場合において、その者が過去2年間に本市又は他の官公庁と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行しかつ契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。 （省略） (3) 契約書作成の要否 要
11.入札書の提出	ア 提出期限 令和7年3月18日（火） 16時まで（必着） イ 提出方法 簡易書留郵便で郵送すること。 ウ 提出先は8（3）に同じ

12 入札上の注意

（入札の基本的事項）

入札者は、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）、その他関係法令、及び仕様書、図面その他契約に必要な条件を承諾のうえ、入札すること。

（公正な入札の確保）

入札者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）に抵触する行為を行ってはなりません。

（消費税及び地方消費税に伴う入札金額の記入方法）

入札書は、消費税及び地方消費税を含んだ金額（課税事業者、免税事業者問わず。）を記入すること。なお、落札金額及び契約金額は、入札書に記入された金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。）とします。

（入札書のアラビア数字の数字）

入札書に記入する数字はアラビア数字を用い、数字の前には¥（円記号）を記入してください。

（入札書の記載事項の訂正）

記載事項を訂正するときは、誤字に二重線を引き、上部に正書し、使用印を押印すること。ただし、金額の訂正は認めません。また、郵送後の一般競争入札参加申請書、入札書およびその他必要書類の記載事項の訂正は一切認めません。

（入札の辞退）

郵便入札において、入札を辞退する場合は開札の前日までに辞退届を市長に提出すること。また、入札書等の郵送後においても、開札日の前日までは入札辞退を認めます。この場合、入札を辞退する者は辞退届を市長に提出すること。

2 辞退届を提出して入札を辞退した場合においても、これを理由に指名等について何ら不利益な取扱いを受けることはありません。

（入札執行回数）

入札執行回数は、1回とします。

（入札書等の提出方法）

当該郵便入札に参加する者は、入札書に必要事項を記入のうえ、記名押印し、大和郡山市が指定する記載方法の封筒へ封入し、指定された入札書の郵送到達期限までに簡易書留郵便により、指定の宛先まで郵送すること。

2 提出された入札書等は、書換え、引換え又は撤回することはできません。

（無効の郵便入札）

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。この場合、無効とした入札書等は返却しません。

（1）市長が定める入札条件に違反した入札

（2）入札書に記名押印のない入札

（3）入札書、郵送用封筒、その他必要書類の数字又は文字の誤脱等により必要な事項を確認できない入札

（4）同一の入札参加者が2通以上の入札書を提出した入札

（5）直接入札担当課に持参するなど郵便入札の方法によらない入札

（6）期限までに到達しなかった入札書又は必要書類が同封されていない入札

（7）簡易書留郵便以外の方法による入札

（8）入札書及びその他必要書類以外のものが同封された入札

（9）談合その他不正な行為によって行われたと認められる入札

（10）その他、指示した条件に違反すると認められる入札

（開札）

1 開札は、市職員による開札事務従事者、当該入札事務に関係のない職員及び開札立会人により執行します。

2 開札の結果、落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、その時点で開札立会人にくじを引かせて落札者を決定します。開札立会人がくじを引かない場合は、代わりに当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせます。

13 入札上の注意
つづき

3 開札の立ち会いを希望する入札者は、開札日の前日（清掃センターの休日の場合は、その前日）の正午までに電子メールで申し込みをすること。

（入札の延期、中止及び取消し）

郵便入札において郵便事情等により事故が発生したとき、又は不正な行為等により、必要があると認めるときは、入札の延期、中止又は取消します。

（落札者の決定）

予定価格以上で、入札書に記載された買取単価で算出される入札金額の最高の価格を提示した者を落札者としします。落札者を決定した場合は、速やかに当該落札者に通知し、入札結果を書面により閲覧に供します。

（再度入札）

1 回目の入札において、予定価格以内の入札者がなかった場合は、予定価格を公表の上で一週間以内に再度入札を実施します。この場合、入札方法は1 回目に準ずるものとしします。

（同価格の入札者が2 人以上ある場合の落札者の決定）

落札者となるべき同価格の入札者が2 人以上あるときは、直ちにくじにより落札者を決定します。この場合において、当該入札者はくじを辞退することはできません。

（異議の申し立て）

入札者は、入札後、この心得その他の入札の内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできません。

⑤ 入札書を提出する封筒の記載方法

入札書は下図のように封書に記載して封入し、簡易書留郵便で郵送到着期限までに送付してください

封筒は中入札金額等が透けてみえないものを使用してください。

**簡易書留
郵便相当
額の切手**

〒 639-1001

奈良県大和郡山市九条町11番地2
大和郡山市 清掃センター内

大和郡山市長 上田 清 様

簡易書留

一般競争入札 入札書在中	
入札件名	令和7年度(上半期) 大和郡山市清掃センター排出資源ごみ(競争)売却単価
引渡場所	大和郡山市九条町11番地2
入札書送付期限	令和7年3月18日(火) 16時まで(必着)
商号	株式会社 ●●●●
代表者名	代表取締役 ■■■■
連絡先	連絡先電話番号
担当者名	▲▲ ▲▲

切り取って封筒にお貼りください。

〒 639-1001

奈良県大和郡山市九条町11番地2
大和郡山市 清掃センター内

大和郡山市長 上田 清 様

一般競争入札 入札書在中

入札件名	令和7年度(上半期) 大和郡山市清掃センター排出資源ごみ(鉄等)売払単価
引渡場所	大和郡山市九条町11番地2
入札書送付期限	令和7年3月18日(火) 16時まで(必着)
商号	
代表者名	
連絡先	
担当者名	

⑥ 入札書の記載方法

別添の入札書様式をご利用ください。

入 札 書					令和〇〇年〇月〇日
1. 件名	令和〇〇年度(〇半期) 大和郡山市清掃センター排出資源ごみ(鉄等)売払単価				所在 〇〇県△△市〇〇町□□番地□
2. 引渡場所	大和郡山市九条町11番地2				このセルへの入力是不要です。自動計算します。
3. 入札金額	¥3,276,000				〇〇金属株式会社 印
大和郡山市契約規則により上記のとおり入札します。 大和郡山市長 上田 清 様					〇〇金属株式会社 印
下表の①～⑧のセルに単価を、消費税込みで入力してください。①～⑧のセル以外は直接入力できません。					
種別	①単価 円/kg	②過去3年 (〇半期)の 平均排出量(kg)	③小計 (①×②)	④推計買取額 (③)	
特級	① 50.00	7,000	350,000		
二級	② 50.00	17,000	850,000		
アルミ	③ 100.00	800	80,000		
モーターA	④ 600.00	1,200	720,000		
ステン	⑤ 50.00	600	30,000		
その他	⑥ 600.00	300	180,000		
シュレッダー	⑦ 10.00	91,000	910,000		
級外	⑧ 3.00	2,000	6,000		
アルミ缶プレス	⑨ 100.00	1,200	120,000		
スチール缶プレス	⑩ 20.00	300	6,000		
スプレー缶プレス	⑪ 20.00	1,200	24,000		
合計		122,600	3,276,000	3,276,000	

※入札金額に0円未満の記載があった場合は失格とする。

令和 7 年度（上半期）

大和郡山市清掃センター 排出資源ごみ（鉄等）売払単価入札仕様書

大和郡山市が市内で分別収集した資源ごみ（鉄等）を、大和郡山市清掃センター施設内にて選別等したうえ売り払い、適切なりサイクルを行うことにより資源循環を図ることを目的とする。

1. 契約単価等

- ① 契約は単価契約で、k g あたり単価とする。期間中の単価変更は認めない。
- ② 入札書に記載する単価は、消費税相当額を含んだものとする。

2. 単価契約の期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 7 年 9 月 3 0 日まで

3. 引渡場所 大和郡山市清掃センター内

（奈良県大和郡山市九条町 11 番地 2）

4. 引渡方法及び引渡条件

- ① 積載、搬出の作業は、水曜日除く月曜日から金曜日の 9 時から 16 時までとし、土曜日、日曜日、祝日及び大和郡山市の定める清掃センターの休日は作業を行うことはできない。
- ② 落札者は、前月の 20 日までに、当月の引取日を大和郡山市と協議のうえ決定すること。また、落札者は大和郡山市から引取の依頼があった場合、速やかに引き取らなければならない。
- ③ 資源ごみ（鉄等）の積載及び搬出に要する機材、車両、消耗品、人員等はすべて落札者で準備することとし、大和郡山市に負担させないこと。
- ④ 落札者は、入札額が 0 円の品目があったとしても、入札書に記載されている品目は、すべて引き取るものとする。

5. 計量

- ① 引き渡し重量に関しては、清掃センター内の計量器にて測定するものとし、測定後は清掃センターが発行する計量伝票を受け取ること。
- ② 清掃センター内での計量については 10 k g 未満四捨五入とする。
- ③ 搬出車両に 10 トン車を使用する場合は、大和郡山市が指定する場所で計量すること。（この場合における計量等の経費については、落札者の負担とする。）
- ④ 上記③によらず落札者で計量する場合は、計量器検査証等及び計量伝票を添付し、その計量結果を引き渡しから 5 日以内に大和郡山市に提出すること。
- ⑤ 計量の際は、車両重量を控除した数量を正味売却数量として認定する。
清掃センターから搬出する際の車輛積載重量は、法令を遵守すること。

⑥ 水分及びダストについては計量数値から控除しないため、含（有）水率を想定した入札単価として提出すること。

⑦粗大ごみ破砕機稼働状況について

令和5年度			令和6年度		
	運転時間(h)	破砕量(t)		運転時間(h)	破砕量(t)
4月	22.0	181.65	4月	20.0	164.85
5月	20.5	184.40	5月	27.0	202.30
6月	15.5	133.28	6月	16.5	133.96
7月	15.5	130.03	7月	12.0	110.76
8月	14.5	111.52	8月	14.0	116.00
9月	16.5	135.26	9月	15.0	123.47
10月	20.5	158.69	10月	18.5	138.62
11月	23.5	192.37	11月	16.0	127.68
12月	19.0	153.54	12月	24.5	159.53
1月	15.5	130.38	1月	21.5	139.37
2月	17.5	140.65	2月		
3月	12.0	107.78	3月		
合計	212.5	1759.55	合計		

	運転時間(h)	破砕量(t)
毎月平均 (令和5年度)	17.71	146.63

令和6年8月、粗大ごみ破砕機グラインダー交換、
ブレーカライナ、スィーパーライナ交換

- ◎ 売却品目のうちシュレッダーは、破碎機ライナーが劣化するとともにダストが混じる割合が多くなると予測される。
入札書提出に際し、この点も考慮していただいた上で金額を記載していただきたい。

- ◎ 契約期間内は、シュレッダーの品質変化に伴う単価の見直しは行わない。

6. 売払い額の確定

資源ごみ（鉄等）の売却代金は上記 5. ⑤にて認定した重量に、契約額を乗じて算出するものとする。

7. 売却代金の支払

6により確定した売り払い代金により、大和郡山市は納付書を作成し、落札者に送付する。落札者はこれを請求日から 30 日以内に納付しなければならない。

8. 安全対策

- ① 落札者は、運搬車両を場内に進入させ積み込みをする際には、事故防止について注意を払い、安全確保に必要な対策を講ずるとともに、当該作業について一切の責任を負うものとする。
- ② 運搬を行う際は、交通法規その他関係法令を遵守し、他の交通へも注意を払うこと。
- ③ 事故に際しては、全責任をもって解決にあたり、遅滞なく大和郡山市に報告すること。

9. 契約の解除

落札者が次の事項に違反もしくは、仕様書の内容を履行、遵守できない場合は、大和郡山市は契約を解除することができるものとする。

- ① 権利義務の譲渡行為
- ② 事故等の隠蔽行為
- ③ 過失による度重なる事故
- ④ 令和 7 年度（上半期）大和郡山市清掃センター 排出資源ごみ（鉄等）売払単価入札仕様書記載事項違反
- ⑤ 暴力団に関与のない旨の誓約書兼承諾書に違反した場合

10. 物件状況の確認

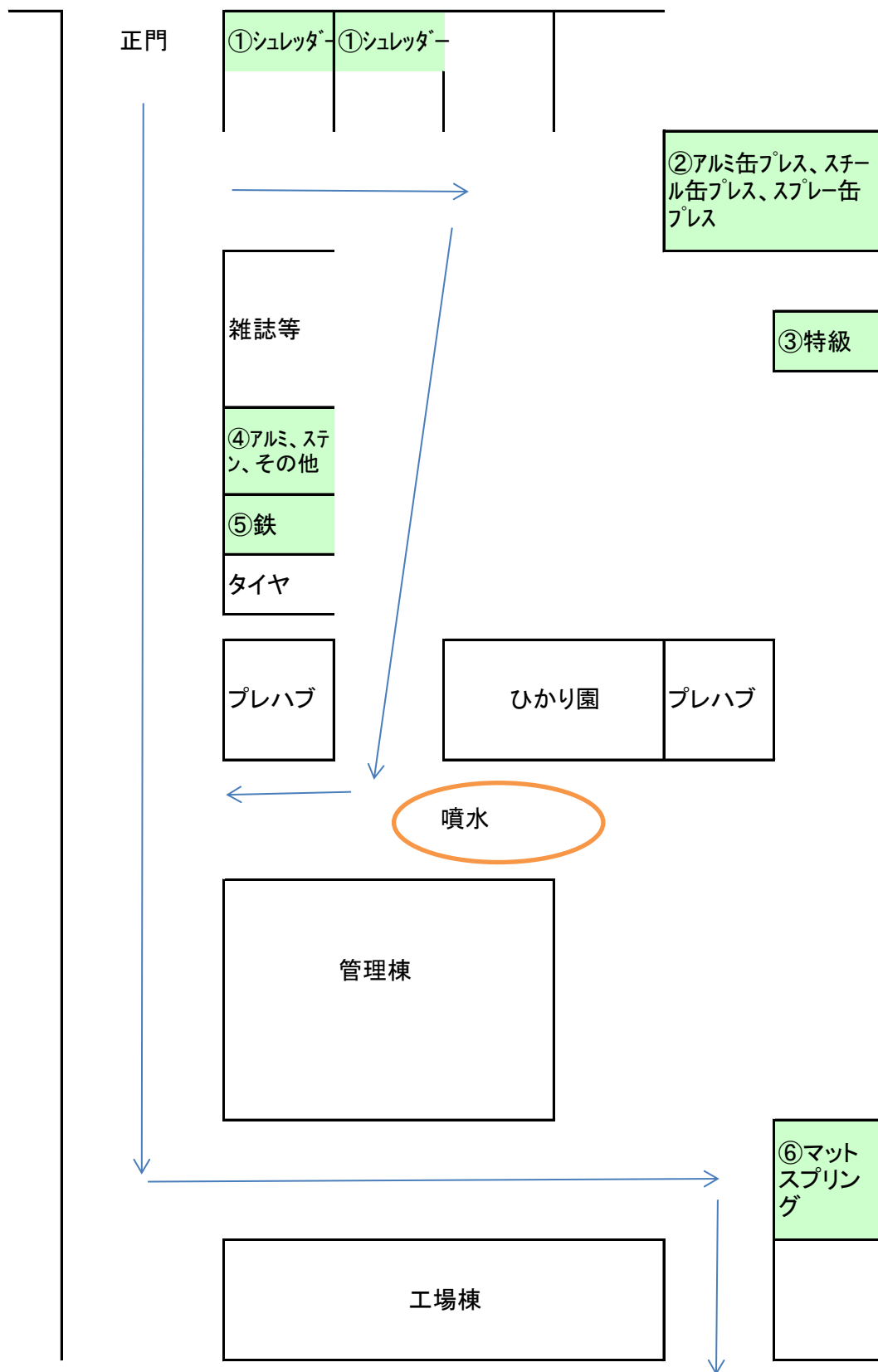
物件状況の確認は、令和 7 年 2 月 28 日（金）までに希望者は清掃センターへ申し出てください。3 月 3 日（月）に見学の日時を設定する予定です。希望者がいない場合は見学日を設定いたしません。

【資源ごみ集積場位置図】

進入経路



①～⑥は、画像番号



【資源ごみ集積場現況】

①シュレッダー



②各種プレス



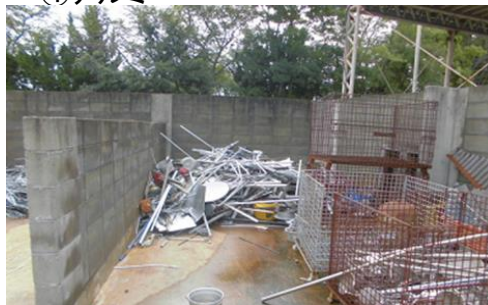
②各種ブロック(縦30cm×横40cm×高さ20cm)



③特級



④アルミ



⑤鉄



⑥マットスプリング



資源ごみ等売り払い実績一覧(令和4年度 上半期 ～ 令和6年度 上半期)

年度	半期	売り払った資源ごみの重量(kg)										
		特級	二級	アルミ	モーターA	ステン	その他	シュレッダー	級外	アルミ缶プレス	スチール缶プレス	スプレー缶プレス(アルミ)
4	上半期	0	23,940	0	0	0	0	88,190	4,170	0	0	0
	下半期	0	33,460	640	0	0	0	90,600	3,330	1,180	0	2,490
5	上半期	0	19,940	550	150	40	0	69,890	3,150	750	360	2,390
	下半期	0	36,720	0	0	0	0	72,930	2,740	0	0	0
6	上半期	0	34,460	0	0	0	0	79,470	3,110	0	2,410	0
	下半期											
過去3年間の平均	上半期	0	26,113	183	50	13	0	79,183	3,477	250	923	797
	下半期	0	35,090	320	0	0	0	81,765	3,035	590	0	1,245

品目	内容
特級	清掃センターから排出される機械部品など: 特級屑
二級	一般から排出された粗大ゴミを分別処理した後の鉄、傘など
アルミ	アルミサッシ、アルミ鍋など
モーターA	清掃センターから排出される電動モーターなど
ステン	ステン鍋、フライパン、清掃センターから排出される部品など
その他	一般から排出された粗大ゴミを分別処理した後の真鍮・銅など
シュレッダー	一般から排出されたの粗大ゴミを破砕処理した後の鉄など
級外	マットスプリング

品目	内容
スチール缶プレス	スチール缶をプレスしてブロック化(縦30cm×横40cm×高さ20cm)
スプレー缶プレス	スプレー缶(材質:アルミ)をプレスしてブロック化(縦30cm×横40cm×高さ20cm)
アルミ缶プレス	アルミ缶をプレスしてブロック化(縦30cm×横40cm×高さ20cm)